「令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災」

における受信料の免除について

令和7年11月19日

「令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災」による受信料の免除に ついて、次のとおり実施します。

1. 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内(※)において、半壊、半焼又は床上浸水以上 の程度の被害を受けた建物の受信契約

2. 免除の期間

令和7年11月から令和7年12月まで(2か月間)

3. 免除の手続き

- ・受信契約をいただいている皆さまからのお届けなどにより、免除対象となる方 を確定させていただきます。
- ・免除が適用される期間の受信料について、前払い等によりすでにお支払いいた だいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させ ていただきます。

(※)災害救助法が適用されている区域

(令和7年11月19日現在)

大分県 大分市